

消費者委員会特定商取引法専門調査会第10回

中間取りまとめ（案）について

東京都生活文化局
消費生活部長 山本 明

■3. 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制について(p. 9)

第9回において、下記内容について発言を行っており、(2)に追記していただきたい。

法第7条（指示）では、取引の公正、購入者等の利益が害されるおそれがあると認められるときと規定されているため、指示対象行為として位置づければ、借り入れやクレジットの利用を勧める行為を一律に規制するものとはならないという意見があった。

■アポイントメントセールスにおける来訪要請方法について(p. 10)

第7回において、販売目的を告げないまま、対面で再来訪を要請する方法は、特商法の適用を逃れようとする悪質な行為であることを指摘したので、この趣旨を反映して、(2)を下記の下線部のように修正していただきたい。

アポイントメントセールスが成立する来訪要請方法に関して、委員からは、特商法の適用を逃れようと近年の悪質事業者の手口は巧妙化するとともに、新たな情報通信サービスの普及等により、アポイントメントセールスの成立を認めることが困難な事例で消費者トラブルが生じている・・・

第7回において、下記内容について発言を行っており、(2)に追記していただきたい。

SNSは電子メールと同様に個人にメッセージを送信する機能があることから、政令で指定する電磁的方法に含まれることを明確にすべきだという意見があった。

■2. 事前参入規制等について(p. 17)

事前参入規制については、処分後、別法人を立上げる等により、悪質な行為を繰り返す事業者への対応策として、議論がされていたものであることから、このことを明確にするために、(1)に下記の下線部を追加していただきたい。

・・・このため、消費者被害の防止や市場の健全性確保の観点から、処分後に別法人を立上げる等により、繰り返し違法行為を行うような悪質な事業者をより長期間市場から排除し・・・